

○田川地区清掃施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する  
規則

令和2年3月27日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、田川地区清掃施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年条例第2号）（以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）（以下「会計年度任用職員」と総称する。）の勤務時間、休暇等について任命権者が定める場合における基準を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等の基準)

第2条 田川地区清掃施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準については、田川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年規則第24号）の既定の適用を受ける職員の例による。

附 則（令和2年3月27日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。